

開催年月日	令和元年 8 月 6 日（火）
質問者	日本共産党 宮川 潤 委員
答弁者	障がい者支援担当局長 東 秀明 障がい者保健福祉課長 岡本 收司 障がい者保健福祉課医療参事 廣島 孝

質問内容	答弁内容
一 補聴器購入費助成について 私は、難聴者に対する補聴器の購入費助成について質問いたします。 （一）難聴者の実態について まず、最初に、聴覚障がいについての基準がありますが、我が国の基準及びWHOの基準についてそれぞれお示しください。全国及び全道の、いわゆる難聴者及び聴覚障害者は何人いると把握されているのか、それも併せてお示しください。 ただいま、WHOでは、難聴としているのは26デシベル以上ということで、補聴器の装用が推奨されるのは41デシベル、一方、日本で手帳の交付は70デシベル以上ということですから、大変大きな差があると。日本がなお、聴覚障害の基準は、WHOと比べても、非常に高いハードルとなっているということだと思います。 日本聴覚医学会、難聴対策委員会によりますと、聴力レベル25デシベル以上40デシベル未満の軽度難聴においても補聴器の適用となることもあととされており。40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴においても、補聴器の良い適用となるとされています。 聴覚障害基準と補聴器の必要性との間には、大きな乖離があるというふうに感じます。 （二）聴覚障がい程度および認定方法について 障がい程度等級について、どういう区分がなされていますか。 聴覚に関わる検査は、こういった年代で検査をしていますか。職場での検査も実施されているのか。それぞれ実施率についても併せてお示しください。	【障がい者保健福祉課長】 聴覚障害の基準等についてでございますが、WHO世界保健機関におきましては、聴力レベルが26デシベル以上の方を難聴としておりまして、このうち41デシベル以上の中等度以上の難聴の方については、補聴器の装用が推奨されているところでございます。 一方、我が国におきましては、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方などを身体障害者手帳の交付の対象としておりまして、その人数につきましては、平成30年3月31日現在で、全国で44万7,374人、道内では2万5,030人となっております。 なお、手帳の交付対象となっておりません軽中等度の難聴の方を含む難聴者全体の人数については、把握をしてございません。 【障がい者保健福祉課長】 聴覚の障害程度等級などについてでございますが、この等級につきましては、身体障害者福祉法施行規則に基づきまして、40cmの距離まで近づかなければ会話が聞こえない程度の方から、両耳が全く聞こえない方まで4段階に区分され、最も重い障害程度等級は2級となっており、これに言語障害が加わりますと1級に認定される場合がございます。 聴覚に関わる健診につきましては、新生児の公費負担による検査が平成31年度、92の市町村で実施されておりますほか、1才6か月と3才児には、母子保健法に基づく検査が行われておりまして、平成30年度の受診率は、それぞれ97.6%と97.1%となっております。 また、学校保健安全法に基づきます児童生徒の定

質 問 内 容	答 弁 内 容
ただいま、各年代で、聴覚検診が実施されているということですが、対象者全員が検査を受けることと、そのあとの追跡調査というのが非常に重要であります。 （三）補聴器所有者および現行の購入助成制度について そこで、検査の結果、補聴器が必要かどうかという判定がなされますけれども、現在、道内で補聴器を所有している人は何人で、補聴器の購入費の負担はどの程度で、国及び道の購入費助成はどうなっているのか伺います。 （四）難聴の影響について 全国の難聴者の推計ですけれども、1, 430万人、補聴器の所有は約210万人程度ではないかという調査もあります。 また、補聴器は価格差が大きくて非常に高額なものもあるというふうに伺っているところであります。 難聴になると、生活の質を落とす、年齢によっては、うつや認知症の原因にもなりうると指摘されていますけれども、どのような影響があると認識されているのか、伺います。 （五）加齢性を含めた難聴者への補聴器購入費助成について 補聴器を用いることによる難聴者の認知機能が低下することの予防について、国も関心を払っていると。加齢も含めて難聴者に対して、道において補聴器購入費の助成を検討する、あるいは国に対して制度の創設を要望する必要があると考えますが、いかがですか、所見を伺います。	期健康診断や、労働安全衛生法に基づく毎年の健康診断の中で聴覚検査が行われているところですが、受診率については、承知をしてございません。 【障がい者保健福祉課長】 補聴器購入に係る助成制度についてでございますが、道内で補聴器を所有している方の人数につきましては、把握をしてございませんが、補聴器の購入費用につきましては、難聴の程度等に応じた機器の精度等によりまして、数万円から数十万円まで様々となっているものと承知してございます。 障害者総合支援法に基づく補装具支給制度では、身体障害者手帳をお持ちの方が補聴器の購入等を行う際に、片耳当たり3万4,200円から13万7,000円を基準額といたしまして、原則一割の本人負担分を除き、公費で負担を行うこととしております。 また、道内61の市町村では、子どもの健全な発育の観点から、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴の18歳未満の方を対象に、世帯の所得に応じまして、2万9,270円を上限に助成を行っておりまして、こうした取組に対し、道としても支援を行っているところでございます。 【障がい者保健福祉課医療参事】 難聴の影響についてであります。難聴のあるお子さんについては、言語の習得の遅れのほか、学習能力や社会性などの面で健全な発達に支障を生じることがあると言われており、早期に適切な支援が受けられるようにすることが大切となります。 また、成人してから難聴になった場合におきましても、コミュニケーションがうまくいかず、孤立しやすくなる、危険を察知し、行動するための情報が得にくくなる、脳への刺激が減ることにより記憶力が低下し、自分に自信が持てず、精神的に不安定になる場合もあるなど、生活の様々な場面に支障をきたすことがあると言われております。 【障がい者支援担当局長】 補聴器購入への支援についてでございますが、補聴器は、聴覚に障害のある方々が地域で安心して生活するため、聴こえづらさを補完、代替する大切な用具であると、考えてございます。 このため、道といたしましては、今後とも身体障害者手帳が交付された方に対しまして、補聴器の購入等に係る費用の支給を行いますほか、障がい児への早期療育の観点などから、手帳の交付対象となっていない18才未満の軽度・中等度の難聴児を対象に、市町村の補聴器購入助成制度への支援を行うとともに、他都府県とも連携をし、国に対して助成制

質 問 内 容	答 弁 内 容
補聴器の問題につきまして、年代を特定せずに全般的な問題として質問をしてみいましたけれども、ただいまの答弁で、加齢による難聴の方々について、国でも研究を進めているということでありました。 道におきましては、関係部署で情報共有を行い、加齢性難聴などを対象に、購入費助成を実施するよう、道としての検討、国への要望、これらについて強めていただけるように、指摘をして質問を終わります。	度の創設を要望してまいる考えであります。 また、加齢によります難聴の方々につきましては、現在、国におきまして、補聴器による認知機能低下防止の効果を検証する研究も進められておりますことから、こうした動向について注視をするとともに、市町村や他都府県の取組状況の把握に努めてまいる考えでございます。